



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……3
- 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……3
- 大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則……………(健康増進課) ……4
- 大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……5
- 大和高田市予算規則の一部を改正する規則……………(財政課) ……7
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則……………(会計課) ……13
- 大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……14

訓令

- 大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令……………(企画法制課) ……15
- 大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令……………(広報情報課) ……17
- 大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(企画法制課) ……18

告示

- 大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示……………(契約監理室) ……19
- 大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示……………() ……21
- 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱の一部を改正する告示……………() ……25
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課) ……26
- 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱等の一部を改正する告示……………(人権施策課) ……27
- 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)等の要領の公表……………(財政課) ……28
- 公共工事発注見通しの公表……………(契約監理室) ……38
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表……………(市民課) ……38
- 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示……………(契約監理室) ……41
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……42
- 放置自転車等の移動・保管……………() ……42

公告

- 平成24年度大和高田市住民情報システム再構築等支援業務に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……43
- 大和高田市立浮孔小学校耐震改修工事(屋内体育館 棟No.11)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……45
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……48
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………() ……48

教育委員会

○4月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……48

○5月定例委員会の招集……………(“ ”) ……48

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……49

農業委員会

○農業委員会5月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……49

公営企業

○大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程……………(水道総務課) ……49

○大和高田市水道事業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会設置
規程……………(“ ”) ……50

規 則

規則第6号

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第2項及び第3項」を「第8条第3項及び第4項」に改め、同条第2項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

様式第16号中「公営住宅法施行令第6条第3項」を「大和高田市営住宅条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号」に、「大和高田市営住宅条例」を「条例」に、「公営住宅法施行令第6条第3項に規定している」を「条例第6条第1項第3号に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市営住宅条例施行規則様式第16号の規定によりなされた通知は、改正後の大和高田市営住宅条例施行規則様式第16号の規定によりなされた通知とみなす。

規則第7号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表・初任給表の項中「1級 9号給」を「1級 5号給」に、「1級 5号給」を「1級 1号給」に改める。

別表第7を次のように改める。

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3／3以下
地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
専従許可の有効期間	2／3以下

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）第15条に規定する介護休暇の期間	1/2以下
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1/3以下（結核性疾患によるものである場合は1/2以下）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「奈良県知事」を「市長会の代表」に改める。

第4条第3項中「子宮頸がん」を「子宮頸がん」に改め、「B群溶血性レンサ球菌検査」の次に「性器クラミジア検査」を加える。

別記様式を次のように改める。

(表)

別記様式（第8条関係）

妊 婦 健 康 診 査 費 用 請 求 書

年 月 日

大和高田市長 殿

金 円

妊婦健康診査受診に要した費用の補助金として、上記のとおり請求します。

申請者 印
 住所
 (フリガナ)
 受診者
 生年月日 年 月 日
 電話番号 (— —)

振込先（申請者名義の口座を記入してください。）

金融機関名		預金種目	口座番号				
銀行 農協 信金	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ()					
	店番	フリガナ					
		口座名義人					

※ 申請者と受診者が異なる場合は、請求に係る委任状を提出してください。

【医療機関等証明欄】太枠内の内容について医療機関等の証明を受けてください。

受診回数	週数	受診年月日	妊婦健康診査費用 (保険適用分を除く。)	決定額
第1回目	8週	年 月 日	円	円

第2回目	12週	年 月 日	円	円
第3回目	16週	年 月 日	円	円
第4回目	20週	年 月 日	円	円
第5回目	24週	年 月 日	円	円
第6回目	26週	年 月 日	円	円
第7回目	28週	年 月 日	円	円
第8回目	30週	年 月 日	円	円
第9回目	32週	年 月 日	円	円
第10回目	34週	年 月 日	円	円
第11回目	36週	年 月 日	円	円
第12回目	37週	年 月 日	円	円
第13回目	38週	年 月 日	円	円
第14回目	39週	年 月 日	円	円
上記のとおり、妊婦健康診査を実施したことを証明します。 年 月 日			合計	円
所在地 医療機関等の名称 代表者名 電話番号				
			印	

(裏)
委任状

私 _____ は、 年 月 日付けの妊婦健康診査費用請求及び補助金の受領について、(続柄) _____ に委任します。

年 月 日

大和高田市長 殿

住所
氏名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市妊婦健康診査実施規則別記様式によりなされた請求は、改正後の大和高田市妊婦健康診査実施規則別記様式によりなされた請求とみなす。

規則第9号

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例」を「大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号。以下「組織条例」という。)」に、「企画法制係」を「企画法制グループ」に、「人事係」を「人事グループ」に改め、「耕地係」を削り、「企画総務グループ」を「企画総務係」に改め、「美化第3係」を削り、同条第3項中「条例」を「組織条例」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款中「企画法制係」を「企画法制グループ」に、「不当要求行為等の防止」を「市のマスコットキャラクター」に改める。

第4条第1項企画政策部の部人事課の款中「人事係」を「人事グループ」に、「公益通報者保護法に基づく内部通報」を「法令遵守の推進」に改める。

第4条第1項市民部の部市民課の款窓口係の項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款医療係の項中「乳幼児医療費」の次に「、児童医療費」を加える。

第4条第1項環境建設部の部土木管理課の款土木管理係の項中第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 農業土木工事に關すること。
- (7) 土地改良事業に關すること。
- (8) 農業水利に關すること。
- (9) 農業振興地域整備事業に關すること。
- (10) 地籍調査に係る成果物の管理に關すること。

第4条第1項環境建設部の部土木管理課の款耕地係の項を削る。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター企画整備課の款中「企画総務グループ」を「企画総務係」に、

「(7) 課内の他のグループの補助に關すること。」を

「(7) 課内の他の係の補助に關すること。」に改める。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター美化推進課の款美化第3係の項を削る。

第4条第1項上下水道部の部下水道課の款管理係の項中「他の係」を「他のグループ」に改める。

第6条第2項中「部に」の次に「理事及び」を加え、「、主事補及び参事補」を「及び主事補」に、「、技能員及び参事補」を「及び技能員」に改める。

第7条第3項第6号中「改革推進局」を「所管事務」に改める。

第8条第2項第4号及び第10条第2項第3号中「他の課」を「他の課等」に改める。

第14条中「)及び」の次に「改革推進局の」を加える。

第17条中「条例第2条」を「組織条例第2条」に改める。

(大和高田市選奨条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市選奨条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(ただし、市立病院にあっては事務局長、改革推進局にあっては理事とする。)」を「級職員」に改める。

(大和高田市文書規則の一部改正)

第3条 大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(ただし、市立病院にあっては事務局長、改革推進局にあっては理事とする。)」を「級職員」に改め、同条第2号中「の課長」の次に「級職員」を加え、同条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第2項中「職員等(」を「職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。)」に改める。

第10条第1項中「部長名」の次に「、理事名」を、「次長名」の次に「、室長名」を加える。

第21条の見出し中「、供覧及び回覧」を削り、同条第4項を次のように改める。

- 4 起案に当たって事案上必要があるときは、教育長、会計管理者又は同一部内の部長若しくは理事に回覧するものとする。

第21条に次の1項を加える。

5 起案は、原則として臨時職員以外の職員が行うものとする。ただし、所管課長の専決事項に属する事務のうちから所管課長が指定する事務の起案については、この限りでない。

第29条第3項中「第23条」を「第21条第4項に規定する回覧、第23条」に改め、「、第25条に規定する回議及び合議の順序により」を削る。

様式第6号を次のように改める。

規則第14号

大和高田市予算規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市予算規則の一部を改正する規則

大和高田市予算規則(昭和39年規則第19号)を次のように改正する。

第1条の2第1項中「事務部局の部長(市立病院事務局長を除く。)」を「事務部局(市立病院を除く。)の部長級職員」に改め、同条第2項中「事務部局の課長」を「事務部局(市立病院を除く。)の課長級職員」に改める。

第4条第3項第1号を次のように改める。

(1) 歳入予算要求明細書(様式第1号(その1))及び歳出予算要求明細書(様式第1号(その2))
第4条第3項に次の1号を加える。

(5) その他予算に関する必要な資料

第4条第4項を削る。

第5条第1項中「必要」を「、必要」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第9条第1項中「、前2条の規定による予算執行計画書により」及び「財務部長が」を削り、「又は」を「、又は」に改め、同条第2項を削る。

第9条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書の規定」に、「歳出予算追加配当要求(通知)書(様式第9号)」を「歳出予算追加配当要求書(様式第5号)」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「(通知)」を削り、「る場合において」を「たときは」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「歳出予算流用伺書(様式第10号)を財務部長」を「歳出予算流用伺兼通知書(様式第6号)又は歳出予算流用伺兼通知書(所属間)(様式第7号)を財政課長」に改め、同条第2項中「財務部長」を「財政課長」に、「歳出予算流用伺書」を「歳出予算流用伺兼通知書又は歳出予算流用伺兼通知書(所属間)」に改め、同条第3項中「財務部長」を「財政課長」に改め、「歳出予算流用通知書(様式第11号)により会計管理者及び」を削る。

第11条第1項中「予備費充当伺書(様式第12号)」を「予備費充当伺兼通知書(様式第8号)」に改め、同条第2項中「流用伺」の次に「兼通知」を加え、「予備費充当伺書」と、同条第3項中「歳出予算流用通知書(様式第11号)」とあるのは「予備費充当通知書(様式第13号)」を「予備費充当伺兼通知書」に改める。

様式第1号から第8号までを次のように改める。

様式第1号(その1)

(第4条関係)

歳入予算要求明細書

□□□□年度

款		項		目	
---	--	---	--	---	--

(単位:千円)

目予算額			財源内訳					備考	
前年度	当初予算	比較	国県支出金			地方債	その他		一般会計
			国庫支出金	県支出金	計				

類 □□説明	前年度 予算額	当□初 要求額	比較	繰越残 充当額	前年度繰越残	前々年度 決算額 (円)

様式第1号(その2)

(第4条関係)

歳出予算要求明細書

□□□□年度

款		項		目		事業	
---	--	---	--	---	--	----	--

(単位:千円)

	事業予算額	財源内訳						充当元		
		国県支出金			地方債	その他	一般財源	合計		
		国庫支出金	県支出金	計						
前年度										
当初予算										
比較								補助基本額	補助率(%)	

類 □□説明	前年度 予算額	当□初 要求額	比較	繰越残	前年度繰越残	前々年度 決算額 (円)

様式第2号(第4条関係)

継続費要求書

担当課

款		項		目		事業	
---	--	---	--	---	--	----	--

全体計画

年度	年割額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
計					

様式第3号(第4条関係)

繰越明許費要求書

款	項	事業	担当課						
節	予算額 (A)	決算見込額 (B)	不用見込額 (C)	翌年度 繰越額 (B-C)	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
					国庫支出金	市債	県支出金		
計									
【繰越を必要とする理由】									

様式第4号(第4条関係)

債務負担行為要求書

款	項	目	担当課	内線
事業	節	説明		

債務負担行為要求内容

事項	期間	限度額	備考

様式第5号(第9条関係)

歳出予算追加配当要求書

年度	会計	所属
伝票番号	起票日	配当日

款		配当要求額	円
項			
目			
節			
細節			
説明			

予算現額	A	円
既配当額	B	円
配当保留額	C	円
配当要求額	D	円
配当額	E	円
配当保留残額	C - D	円

理由

部長	室長・次長	課長・参事	課長補佐	係長	係	主管課長	起票者

様式第6号(第10条関係)

歳出予算流用何兼通知書

								伝票No.	
市長 専決権者	副市長	教育長	部長	室長・次長	課長・参事	課長補佐	係長	年度	年度
								部門	部門
課長・参事	課長補佐	係長	起票者	減額科目 主管課長	合議	財政係		会計	会計
起票日 年 月 日		流用日 年 月 日		決裁日		流用確定日			
増加 科目	款			予算現額		円			
	項			配当額 (内流充用額)		円 円)			
	目			負担行為額		円			
	節			今回流用・充用額					

	細節			円
	説明		予算残額	円
	(配当部門)		配当残額	円
事業				
減少科目	会計			
	款		予算現額	円
	項		配当額 (内流充用額)	円 円)
	目		負担行為額	円
	節		今回流用・充用額	
	細節			円
	説明		予算残額	円
	(配当部門)		配当残額	円
事業				
摘要				

様式第7号(第10条関係)

歳出予算流用伺兼通知書(所属間)

								伝票No.	
市長 専決権者	副市長	教育長	部長	室長・次長	課長・参事	課長補佐	係長	年度 部門 会計	年度
課長・参事	課長補佐	係長	起票者	減額科目 主管課長	合議		財政係		
起票日 年 月 日		流用日 年 月 日		決裁日		流用確定日			
増加科目	款			予算現額		円			
	項			配当額 (内流充用額)		円 円)			
	目			負担行為額		円			
	節			今回流用・充用額					
	細節					円			
	説明			予算残額		円			
	(配当部門)			配当残額		円			

事業							
減少科目	会計						
	款				予算減額		円
	項				配当額 (内流充用額)		円 円)
	目				負担行為額		円
	節				今回流用・充用額		
	細節						円
	説明				予算残額		円
	(配当部門)				配当残額		円
事業							
摘要							

様式第8号(第11条関係)

予備費充当伺兼通知書

								伝票No.	
市長 専決権者	副市長	教育長	部長	室長・次長	課長・参事	課長補佐	係長	年度	年度
								部門	
課長・参事	課長補佐	係長	起票者	減額科目 主管課長	合議		財政係	会計	
起票日 年 月 日		流用日 年 月 日		決裁日		流用確定日			
増加科目	款				予算現額		円		
	項				配当額 (内流充用額)		円 円)		
	目				負担行為額		円		
	節				今回流用・充用額				
	細節						円		
	説明				予算残額		円		
	(配当部門)				配当残額		円		
事業									
科目 減少	会計								
	款				予算現額		円		

	項		配当額 (内流充用額)	円 円)
	目		負担行為額	円
	節		今回流用・充用額	
	細節			円
	説明		予算残額	円
	(配当部門)		配当残額	円
事業				
摘要				

様式第9号から様式第13号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第15号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 寄附金

第17条の2第2項中「市長が必要と認めるときは、更新」を「歳入の徴収又は収納の委託が他の契約等によって行われる業務の委託等に附随するものであるときは、委託契約期間を当該業務の委託等の期間と同じ期間と」に改める。

第18条第1項中「部長」の次に「又は理事」を加える。

第65条中「会計課長」を「契約監理室課長」に改める。

別表第1中「老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」を、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「狂犬病予防法」の次に「（昭和25年法律第247号）」を加え、「企画総務グループ係長」を「企画総務係長」に、

「

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納 小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	学校教育係に所属する職員（指導主事を除く。） 幼稚園長
-------	----	--	--------------------------------

	参事	高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学料等に係る 手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	商業高校事務係 長
--	----	---	--------------

」を

「

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料 の収納 小・中学校等に係る使用料の収納そ の他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員(指導主 事を除く。) 幼稚園長
商業高校事務管理課	課長	高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学料等に係る 手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	事務係長

」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第16号

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の職名等に関する規則(平成19年規則第22号)の一部を次のように改正する。
第2条中「、技能員及び参事補」を「及び技能員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部改正)
- 2 大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成19年規則第15号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「、主事補及び参事補」を「及び主事補」に改める。
(収納対策室設置規則の一部改正)
- 3 収納対策室設置規則(平成14年規則第35号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「、主事補及び参事補」を「及び主事補」に改める。
(大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正)
- 4 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則(平成17年規則第19号)の一部を次のように改正する。
第11条第3項中「、参事補」を削る。

様式第6号(第21条関係)

起 案 用 紙

文書名リストNo.:

--

起案日 年 月 日	決裁 区分	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 理事				開 示 区 分	<input type="checkbox"/> 全部開示
		<input type="checkbox"/> 室長 <input type="checkbox"/> 次長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 参事					<input type="checkbox"/> 部分開示
決裁日 年 月 日	保存 年限	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 10年					<input type="checkbox"/> 不開示
		<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 時限秘
決 裁	市長・専決権者	副市長	部長・理事	室長・次長	《調整員》	課長・参事	課長補佐
回 覧	合議		係長・主査		主任・主事等		
起 案 者	所属課（室）	係・グループ	TEL（内線）	氏名			印
件 名						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						

大 和 高 田 市

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第6号

大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第1条 大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に改める。

第2条中「規程」を「訓令」に改め、同条第5号中「よる部長」の次に「、同条第2項の規定による理事」を加える。

第3条中「規程」を「訓令」に改める。

第5条第1項中「に定める」を「の規定による」に改め、同項第7号中「及び給与」を「、給与及び職員研修」に改め、同項第8号中「職員研修」を「特定要求行為の記録」に改め、同項第13号中「保護」の次に「並びに審議会等の会議の公開」を加える。

第6条第2項中「規程」を「訓令」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(同一部内の部長及び理事の専決事項等)

第8条の2 同一部内に組織規則第6条第1項の規定による部長(以下この条において「部の部長」という。)及び同条第2項の規定による理事(以下この条において「部の理事」という。)を置く場合においては、前条の規定にかかわらず、あらかじめ市長が指示する部の部長の所管事務及び部の理事の所管事務についてそれぞれ当該部の部長の専決事項及び当該部の理事の専決事項とすることができる。

2 前項の場合において、部の部長及び部の理事は、相互に大和高田市文書規則第21条第4項の規定による回覧をしなければならない。第6条の規定による市長の決裁事項及び第7条の規定による副市長の専決事項の場合においても、同様とする。

第12条中「規程」を「訓令」に改める。

別表第1中

「

予算流用		<ul style="list-style-type: none"> 同一項内の30万円以上の予算流用の決定 項以上の予算流用の決定 			
------	--	--	--	--	--

」を

「

予算流用		<ul style="list-style-type: none"> 同一項内の30万円以上の予算流用の決定 項以上の予算流用の決定 			同一節内の予算流用の決定
------	--	--	--	--	--------------

」に改める。

別表第2第1項第2号に次のように加える。

ウ 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関すること。

別表第2第2項第3号に次のように加える。

イ 所属間の予算の流用に関すること。

(大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱(平成16年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「(ただし、市立病院にあっては事務局長、改革推進局にあっては理事とする。)」

を「級職員」に改める。

（大和高田市職員分限懲戒審査会規程の一部改正）

第3条 大和高田市職員分限懲戒審査会規程（平成14年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画調整部長」を「企画政策部長」に改める。

（大和高田市建設工事設計変更事務取扱要領の一部改正）

第4条 大和高田市建設工事設計変更事務取扱要領（平成22年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所属部長」を「所属の部長又は理事」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

訓令第7号

大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令

大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第6項第1号を次のように改める。

（1） 厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日付け医政発第0330014号）」に定める規定により広告できる事項以外は、一切掲載しない。ただし、バナー広告のリンク先である病院等が掲載するホームページの内容は、この限りでない。

第10条第6項第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

第10条第9項及び第10項を次のように改める。

9 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

（1） 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定及び医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

（2） 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

（3） 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容についての了解を得ること。

10 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

（1） 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2の規定、薬事法第68条の規定及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

（2） 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能又は効果について表示できない。

（3） 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令等により認められている表示事項の範囲を超えず、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

（4） 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署並びに公正取引委員会において広告内容についての了解を得ること。

第10条第15項に次の1号を加える。

（3） その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7の規定

及び第12条の8の規定並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

訓令第11号

大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年4月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4次大和高田市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)を策定するに当たり、最適な事業者を選定するため、大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (3) 後期基本計画の策定業務を委託する事業者(以下「委託事業者」という。)の選定に関する事項
- (4) その他後期基本計画を策定するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 市民部長
- (3) 福祉部長
- (4) 保健部長
- (5) 環境建設部長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 企画法制課長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から委託事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月16日から施行する。

告 示

告示第27号

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示

大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の一部を次のように改正する。第2条第4号中「法人の役員」を「法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)」に、「事業所をいう。)を代表する者」を「事業所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあっては、その者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者」に改め、同条第5号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の3号を加える。

(9) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(10) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(11) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

第3条第1項中「、その役員等又は使用人(以下「入札参加資格者等」という。)」を削る。

附則第3項中「指名停止の取扱いと」を「入札参加資格停止の取扱いと」に改める。

別表第2第9号中「市発注業務」の次に「の契約」を加え、「滞納状況が解消」を「納付が確認」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条、第5条関係)

暴力団排除に関する措置基準

1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められるとき。	改善されたと認められるまで(措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)。
2 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで(措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、1

	2月)。
3 入札参加資格者又はその役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。	改善されたと認められるまで(措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)。
4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	改善されたと認められるまで(措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)。
5 前2号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	改善されたと認められるまで(措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月)。
6 入札参加資格者が市発注業務の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12月
7 入札参加資格者が市発注業務の契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていた場合において、市長が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。	12月
8 入札参加資格者が受注した市発注業務の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月
9 その他奈良県が入札参加停止の措置を講じた場合において、市長が入札参加資格停止を必要と認めたとき。	当該認定をした日から県が行う入札参加資格停止の措置が講ぜられている期間の範囲内

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定は、この告示の施行の日以後の事実について適用し、同日前の事実については、なお従前の例による。

告示第28号

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示
大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年告示第162号)の一部を次のように改正する。

第1条中「請負」の次に「、役務の提供」を、「除く。」の次に「以下「物品購入等契約」という。」を加える。

第2条第1項中「資格審査を受ける」を「入札参加資格を得る」に改め、同項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「得ないもの」の次に「。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止の措置を現に受けている者

第2条第1項第5号中「競争入札参加資格審査申請書を提出する」を「次項の申請を行う」に改め、「大和高田市に」を削り、「市税」の次に「、法人税並びに消費税」を加え、「者」にあつては、競争入札参加資格審査申請書提出時前の1年間において本店の所在する市町村に納税義務の生じた事業税を」を「法人にあつては事項の申請を行う前の1年間において納税義務の生じた法人市民税、法人税並びに消費税を、個人にあつては市県民税、所得税並びに消費税を」に改め、同項第6号中「競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出する」を「次項の申請を行う」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 次項の申請を行うときに、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第2条第3項中「競争入札参加資格審査申請書」の次に「(様式第1号。以下この項において「申請書」という。)」を加える。

第6条第1項中「資格者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に規定する場合」を「次の各号」に改め、「において」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があったとき。

- (2) その営業に関し必要な許認可等の取消しを受けたとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により第3条の規定による参加資格の決定を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 第2条第1項第7号アからオまでのいずれかに該当するとき。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

・ ・ 年度 市内外業者用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受付番号</td> <td style="width: 50%;">第 ー</td> </tr> </table>	受付番号	第 ー
受付番号	第 ー		

競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)

年 月 日

大和高田市長

殿

(郵便番号)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

年度において、大和高田市で行われる物品の購入、製造の請負、役務の提供その他の契約に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 業態区分

製 造 ・ 販 売 (卸売・小売) ・ 買受け ・ 役務の提供

2 市との取引の権限を委任する支店・営業所

所在地	〒 ー		
支店・営業所名		(ふりがな) 代表者職氏名	
電話番号		F A X 番 号	

(注) 委任する場合のみ記載

3 希望する営業品目

区 分	大分類	コード	小分類	具体的な内容
参加を希望する品目 (6品目以内)				

--	--	--	--	--

(注) 希望する品目は、登録希望品目表から選択

4 営業概要

①希望する営業品目実績高

営業品目 の種類別	直前第2年度分決算 ①	直前第1年度分決算 ②	年間平均高 $\frac{\text{①}+\text{②}}{2}$
	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	
	千円	千円	千円
計			

(注) 営業品目の種類別には、上記3 希望する営業品目の大分類又は小分類を記入

②経営規模

純 資 産 額	区 分	資 本 金	資本+利益 剰余金合計	自 己 株 式	評価・換算 自己株式	純資産合計
	前期末残高	千円	千円	千円	千円	千円
	当期変動額 合計					
	当期末残高					

常勤の職員の数	技術関係職員	事務関係職員	そ の 他	合 計
	人	人	人	人

設 備 状 況	区 分	機 械 装 置 類	運 搬 具 類	工 具 そ の 他	計
	取得価格	千円	千円	千円	千円
	減価償却費				
	既存価格				

(注) 1 純資産額は、法人のみ株主資本等変動計算書等から記入
 2 設備状況については、製造業者のみ記入

③経営状況

流 動 比 率	流 動 資 産	流 動 負 債	流 動 比 率
	千円	千円	%

創業(設立)	転・廃・休業	現組織への変更	営業年数
--------	--------	---------	------

等 営業 年数		年 月から		
	年 月	年 月まで	年 月	年

(注) 流動比率は、法人のみ記入

④主な取扱品目(業務内容)

取扱品目 (受託内容) ・ メーカー名	種 目 番 号	主 な 取 扱 品 目	取扱商品(メーカー名)	
	業 種 名	(業 務 内 容)	特約店又は代理店であるときは前に○印をつけて、それを証明する書類を添付してください。	

5 主要取引金融機関

金融機関名・本支店名	種 別	口 座 番 号	口 座 名 義
金融機関名	普 通 ・ 当 座		ふりがな
本支店名			

6 過去2年間の希望する営業品目又は業種項目に係る契約実績

	契約の相手方(課名等)	契約金額	契約日	契約の内容
大 和 高 田 市				
他 の 官 公 庁				
民 間 企 業				

(注) 契約書等の契約実績を証する書類を添付

7 営業上の許可・認可等

許可等の名称	許可等年月日(期間)	許可等官公庁名(許可番号等)

(注) 許可又は認可等を証する書面の写しを添付

8 営業区域

<p>・ 県 全 域</p> <p>・ そ の 他 ()</p>

告示第29号

大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱の一部を改正する告示
大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱

第1条中「、大和高田市上下水道部及び大和高田市土地開発公社」を削り、「入札参加資格者又は入札参加資格者の役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者であること又は暴力団若しくは暴力団関係者を利用していること等が判明した場合に、市が締結する」を「市発注業務の」に、「暴力団関係業者」を「暴力団又は暴力団員」に改める。

第2条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 役員等 法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

第8条の見出しを「補則」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条及び第4条を削り、第2条の次に次の3条を加える。

(入札等からの排除)

第3条 市長は、市発注業務の契約に係る競争入札に参加を希望する者が別表に掲げる措置要件の第1号から第5号までのいずれかに該当すると認められるときは、入札参加資格規程等に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、大

和高田市業者選定等審査会の議を経て、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

（契約からの排除）

第4条 市長は、落札者又は随意契約締結予定者（随意契約の締結の相手方となったことを知った者をいう。以下同じ。）が契約の締結までに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者又は随意契約締結予定者と契約を締結しないものとする。

2 市長は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。

（不当介入に対する措置）

第5条 市長は、契約の相手方が市発注業務の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく市長への報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

2 前項の規定に基づき適切な報告及び届出を行った契約の相手方が不当介入を受けたことにより履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、市長は工程の調整及び履行期限の延長等の必要な措置を講じるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

措置要件
1 役員等が暴力団員であるとき。
2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
3 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
4 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
5 前2号に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
6 市発注業務の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
7 下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者と知らずその相手方としていた場合において、市長が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。
8 市発注業務の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
9 その他奈良県が入札等からの排除又は契約からの排除の措置を講じた場合において、市長が入札等からの排除又は契約からの排除を必要と認めたとき。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱の規定は、この告示の施行の日以後の事実について適用し、同日前の事実については、なお従前の例による。

告示第42号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 准看護師

第3条に次の1号を加える。

（15） 就労支援相談員

別表第1 看護師の項の次に次のように加える。

准看護師	—	9,600円	1,230円
------	---	--------	--------

別表第1に次のように加える。

就労支援相談員	149,800円	—	850円
---------	----------	---	------

別表第3中

「

（5） 臨時職員の親族が死亡した場合	配偶者及び一親等の同居の親族が死亡したとき。	3日
	一親等の別居の親族が死亡したとき。	2日
	二親等の同居の親族が死亡したとき。	1日
（6） 労働基準法第67条の育児時間（月額臨時職員に限る。）	1日につき2回それぞれ30分	

」を

「

（5） 臨時職員の親族が死亡した場合	配偶者及び一親等の同居の親族が死亡したとき。	4日
	一親等の別居の親族が死亡したとき。	3日
	二親等の同居の親族が死亡したとき。	2日（孫の場合は1日）
（6） 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の育児時間（月額臨時職員に限る。）	1日につき2回それぞれ30分	

」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告示第45号

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱等の一部を改正する告示

（大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正）

第1条 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年告示第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（ただし、市立病院にあっては事務局長、改革推進局にあっては理事とする。）」を「級職員（市民部長を除く。）」に改める。

(大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱(平成17年告示第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「部長」の次に「、理事」を加える。

(大和高田市人権啓発推進本部設置規程の一部改正)

第3条 大和高田市人権啓発推進本部設置規程(平成14年告示第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市の執行機関すべての」を削り、「部長」の次に「級職員(市民部長を除く。)」を、「次長」の次に「級職員」を、「課長」の次に「級職員」を加える。

(大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部改正)

第4条 大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱(平成11年告示第153号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「(ただし、市立病院にあつては事務局長、改革推進局にあつては理事とする。)」を「級職員」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 2 平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 4 平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第4号)

平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)専決処分

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260,092千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,462,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		8,000	△1,300	6,700
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,000	△1,300	6,700
8 地方特例交付金		110,000	△12,755	97,245
	1 地方特例交付金	110,000	△12,755	97,245
13 国庫支出金		4,392,623	△359,000	4,033,623
	1 国庫負担金	4,088,458	△387,900	3,700,558
	2 国庫補助金	277,102	28,900	306,002
14 県支出金		1,463,467	△3,200	1,460,267
	1 県負担金	848,539	10,400	858,939
	2 県補助金	503,972	△13,600	490,372
16 寄附金		880	1,000	1,880
	1 寄附金	880	1,000	1,880
18 繰越金		0	198,000	198,000
	1 繰越金	0	198,000	198,000
19 諸収入		300,858	△18,737	282,121
	4 雑入	284,473	△18,737	265,736
20 市債		2,619,900	△64,100	2,555,800
	1 市債	2,619,900	△64,100	2,555,800
歳入合計		24,722,143	△260,092	24,462,051

「第18款 繰越金」の新設により、「第18款 諸収入」を「第19款 諸収入」とし、「第19款 市債」を「第20款 市債」に改める。

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,168,014	215,783	3,383,797
	1 総務管理費	2,595,274	215,783	2,811,057
3 民生費		10,233,613	△419,238	9,814,375
	2 児童福祉費	3,481,610	△189,000	3,292,610
	3 生活保護費	2,892,540	△230,238	2,662,302
4 衛生費		2,601,310	△6,900	2,594,410
	1 保健衛生費	998,631	△6,900	991,731
6 農林水産業費		131,725	0	131,725
	1 農業費	131,725	0	131,725
8 土木費		1,393,252	26,000	1,419,252
	3 都市計画費	1,016,042	26,000	1,042,042
9 消防費		866,318	△737	865,581
	1 消防費	866,318	△737	865,581
10 教育費		2,305,753	△38,000	2,267,753
	2 小学校費	639,921	△24,600	615,321
	6 社会教育費	386,361	△13,400	372,961
12 公債費		3,579,972	△37,000	3,542,972
	1 公債費	3,579,972	△37,000	3,542,972
歳出合計		24,722,143	△260,092	24,462,051

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地事業	千円 7,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 1,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
本郷大中線街路事業	45,000	〃	〃	〃	40,500	〃	〃	〃
防災対策事業	2,700	〃	〃	〃	900	〃	〃	〃
小学校耐震補強事業	294,400	〃	〃	〃	242,600	〃	〃	〃

平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)専決処分
平成23年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		6,533	3,800	10,333
	1 手数料	6,533	3,800	10,333
歳入	合計	162,700	3,800	166,500

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		78,289	3,800	82,089
	1 医業費	78,289	3,800	82,089
歳出	合計	162,700	3,800	166,500

平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)専決処分

平成23年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,073,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		345,339	△26,000	319,339
	1 使用料	345,339	△26,000	319,339
4 繰入金		701,521	26,000	727,521
	1 一般会計繰入金	701,521	26,000	727,521
6 市債		785,400	△5,700	779,700
	1 市債	785,400	△5,700	779,700
歳入合計		2,078,771	△5,700	2,073,071

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		867.803	Δ5.700	862.103
	1 下水道事業費	867.803	Δ5.700	862.103
歳出合計		2,078.771	Δ5.700	2,073.071

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 375,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 369,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成23年度大和高田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)専決処分

平成23年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		349,673	2,598	352,271
	1 後期高齢者医療保険料	349,673	2,598	352,271
歳入合計		550,044	2,598	552,642

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合負担金		499,904	2,598	502,502
	1 後期高齢者医療広域連 合負担金	499,904	2,598	502,502
歳出合計		550,044	2,598	552,642

平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第4号)専決処分

第1条 平成23年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	病院事業収益	6,907,822千円	35,696千円	6,943,518千円
第1項	医業収益	6,516,753千円	35,696千円	6,552,449千円
支出				
第1款	病院事業費用	6,917,177千円	35,410千円	6,952,587千円
第1項	医業費用	6,437,735千円	35,410千円	6,473,145千円

第3条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「757,266千円」を「792,676千円」に改める。

告示第62号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成24年4月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成24年4月2日

大和高田市長 吉田誠克

- 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所
大和高田市環境建設部契約監理室
- 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間
平成24年4月2日から平成25年3月31日まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 閲覧所の休業日
大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

告示第63号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年4月4日

大和高田市長 吉田誠克

閲覧者氏名(法人の場合 は名称及び代表者又は管	請求事由 (利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
----------------------------	-------------------	-------	-----------

理者名)			
奈良県総務部知事公室	「県民アンケート調査」の調査対象者を抽出するため	平成23年5月10日	市内に居住する20歳以上の住民
国土交通省観光庁	「旅行・観光消費動向調査」調査対象者抽出のため	平成23年6月7日	今里町の平成23年4月1日以前に生まれた男女
公益財団法人 新聞通信調査会	「メディアに関する全国世論調査」の調査対象者抽出のため	平成23年6月29日	今里町の満18歳以上の男女
(株)時事通信社	「くらしと環境に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成23年7月21日	材木町、昭和町、曙町の20歳以上の男女
奈良県くらし創造部 人権施策課	「若者の人権意識調査」の調査対象者抽出のため	平成23年8月11日	市内に居住する15歳以上19歳以下の男女
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課	「なら健康長寿基礎調査」の調査対象者抽出のため	平成23年8月16日	市内に居住する20歳以上の住民
奈良県産業・雇用振興部	「県内消費実態調査」の調査対象者抽出のため	平成23年8月23日	市内に居住する20歳以上の住民
内閣府大臣官房 政府広報室	「国民生活に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成23年9月6日	東雲町、三和町の20歳以上の男女
学校法人 慶應義塾大学 医学部	「終末期医療についての意向と実態に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成23年10月5日	大字松塚の20歳以上の男女
労働政策研究・研修機構	「勤労生活に関する	平成23年10月5日	春日町2丁目の20

	調査」の調査対象者抽出のため		歳以上の男女
(社) 日本新聞協会	「メディアの接触と評価に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成23年10月6日	東中1丁目の満15歳～79歳の男女
厚生労働省健康局 疾病対策課 肝炎対策推進室	「肝炎ウイルス検査受検状況実態調査」の調査対象者抽出のため	平成23年11月10日	昭和町、東雲町の20歳以上79歳以下の男女
国土交通省 土地・建設産業局	「土地問題に関する国民の意識調査」の調査対象者抽出のため	平成23年11月16日	日之出町の満20歳以上の男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「社会意識に関する世論調査」の調査対象者を抽出するため	平成23年11月18日	日之出東本町の20歳以上の男女
日本銀行情報サービス局	「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出のため	平成23年12月8日	西三倉堂1丁目・2丁目の満20歳以上の男女
総務省情報通信 国際戦略室	「通信利用動向調査」の調査対象者抽出のため	平成23年12月13日	永和町、曙町、大字市場、大字根成柿の平成3年4月1日以前に生まれた男女
日本放送協会	「テレビ放送に関するアンケート」の調査対象者抽出のため	平成24年1月17日	幸町、三和町、旭北町、神楽2丁目・4丁目の16歳以上の男女
日本たばこ産業株式会社	全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者	平成24年1月19日	三和町の大正11年5月1日～平成4年

	抽出のため		4月30日生まれの 男女
日本たばこ産業株式会社	「放送に関する意識調査」の調査対象者抽出のため	平成24年1月24日	土庫1丁目の16歳以上の男女

告示第64号

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成24年4月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱（平成22年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「並びにこれらに準ずる者として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3の規定により実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者として市長の認定を受けた者（以下「障害者支援施設等」という。）」を加え、同条第2号中「第2項に規定するシルバー人材センター」の次に「並びにこれらに準ずる者として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3の規定により実態としてこれらと同様に高齢者等の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者として市長の認定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合等」という。))」を加え、同条第3号中「団体」の次に「及びこれに準ずる者として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3の規定により実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者として市長の認定を受けた者(以下「母子福祉団体等」という。))」を加える。

第4条第1項第3号中「団体」の次に「等」を加える。

様式第1号中

「1. 種類（該当するものに「」を入れてください。）

<input type="checkbox"/> 障害者支援施設
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業を行う施設
<input type="checkbox"/> 小規模作業所
<input type="checkbox"/> シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
<input type="checkbox"/> 母子福祉団体
<input type="checkbox"/> 新事業分野開拓事業者

」を

「1. 種類（該当するものに「」を入れてください。）

<input type="checkbox"/> (1) 障害者支援施設
<input type="checkbox"/> (2) 地域活動支援センター
<input type="checkbox"/> (3) 障害福祉サービス事業を行う施設
<input type="checkbox"/> (4) 小規模作業所

<input type="checkbox"/> (5) (1)～(4)に準ずる者として市長の認定を受けた者
<input type="checkbox"/> (6) シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
<input type="checkbox"/> (7) (6)に準ずる者として市長の認定を受けた者
<input type="checkbox"/> (8) 母子福祉団体
<input type="checkbox"/> (9) (8)に準ずる者として市長の認定を受けた者
<input type="checkbox"/> (10) 新事業分野開拓事業者

」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第65号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年4月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年5月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年1月11日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月25日、同月31日

告示第66号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年5月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年4月4日、同月10日、同月12日、同月16日、同月17日、同月24日、同月26日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話（0745）22-1101（代表）

公 告

公告第41号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年4月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	平成24年度大和高田市住民情報システム再構築等支援業務
2 契約期間	契約締結の日から平成25年3月31日まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（電算業務）に登録している者であること。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾を受けた者であること。</p> <p>(7) ISO9001認証及びISO/IEC27001認証を取得していること。</p> <p>(8) CMMIレベル3以上を達成していること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 資料として、4(6)、(7)、(8)の要件を満たすことを証するプライバシーマーク登録証(旧称:使用許諾書)、ISO9001認証登録証明書及びISO/IEC27001認証登録証並びにCMMI認証書等レベル3(v1.2)達成を証明できる書類の写しを同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、郵送によることを可とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年4月3日(火)から平成24年4月13日(金)正午まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。また、郵送による場合は、必ず特殊郵便によるものとし、平成24年4月12日(木)必着とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年4月16日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、E-mailにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成24年4月3日(火)から平成24年4月16日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市 企画政策部 広報情報課 情報管理係 E-mail densan@city.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(4) 回答期限 回答は、原則質問者に対してのみ随時E-mailにより行います。</p>
8 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
9 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
10 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年4月20日(金)午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
11 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
12 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p> <p>開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、その場で直ちに再度入札を行います。再度入札は1回限りとし、再度入札を行っても落札がない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。</p>

	この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者とします。
13 契約保証金	免除します。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第42号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年4月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立浮孔小学校耐震改修工事（屋内体育館 棟NO11）
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	本契約成立の日から平成24年12月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。 2. 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表者 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書に記載されている営業所をいう。以下同じ。）を奈良県内に有すること。 (イ) 奈良県における建築一式工事の平成23年度格付け等級がA級であること。 (ウ) 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が1000点以上であること。 (エ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成24年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成24年6月20日から配置できる者とする。） (2) 構成員 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 本店を大和高田市内に有すること。 (イ) 大和高田市における建築一式工事の平成23年度格付け等級がA級であること。 (ウ) 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者（平成24年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成24年6月20日から配置できる者とする。） 3. 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。 4. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>5. 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>6. 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。</p> <p>(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。</p> <p>(4) 上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、同(2)(ウ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(5) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(6) 受付期間 平成24年4月13日(金)から平成24年4月26日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(8) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年4月27日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成24年4月16日(月)から平成24年4月26日(木)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成24年5月14日(月)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成24年5月17日(木)</p> <p>回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>

10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧期日 平成24年5月8日(火) (2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 (3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年5月23日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年5月24日(木) 午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札候補者の決定	落札者候補者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
17 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)及び同(2)(ウ)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
18 落札者の決定	事後審査の結果、適格であると判断した者を落札者とします。
19 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限価格	設定しません。
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--

公告第43号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成24年4月23日

大和高田市市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-83

公告第44号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成24年5月2日

大和高田市市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

35-11

教育委員会

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年4月5日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

記

日時 平成24年4月10日(火)午後4時00分

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 平成24・25年度大和高田市スポーツ推進委員委嘱(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年5月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

記

日時 平成24年5月8日(火)午後2時00分

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

議案 第1号 後援願いについて
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第9号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年4月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年4月13日(金) 午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年4月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成24年5月11日(金) 午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件
第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第6号 その他

公営企業

企業管理規程第3号

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「係又は」を削る。

第5条第2項中「、技能員及び参事補」を「及び技能員」に改める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

企業管理規程第4号

大和高田市水道事業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会設置規程を次のように定める。

平成24年4月16日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道事業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会設置規程

(設置)

第1条 水道事業会計システムの導入業務を実施するに当たり、導入業務委託に係る受託事業者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市水道事業会計システム導入業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領及び導入仕様書の策定に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等によるシステムの総合評価に関する事項
- (3) 受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 上下水道部長
- (2) 水道総務課長
- (3) 広報情報課長
- (4) 広報情報課情報管理係長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、上下水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、水道総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部水道総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月16日から施行する。

(失効)

2 この規程は、水道事業管理者が受託者を特定した日限り、その効力を失う。